

せっぺ翔べ

【第17号】

令和7年1月

目次

会長新年の挨拶	1
鹿児島SRの行事	1
社労士試験合格者発表	3
辻先生の子育て応援!法改正News	6
事業所拝見「せっぺ翔べ わが社」	9
シリーズ鹿児島の祭り	11



題字 宮里一葉



「冬のみなと大通り公園」
写真提供:©K.P.V.B

新年のあいさつ

鹿児島SR経営労務センター
会長 山野 高廣



新年あけましておめでとうございます。

令和7年の幕開けにあたり、皆様にご挨拶申し上げます。昨年12月には、私たちの労働保険事務組合が創設19周年を迎えることができました。これもひとえに、皆様のご支援とご協力のおかげであり、心より感謝申し上げます。

この19年間、私たちは社会保険労務士としての専門知識を活かし、中小事業主の皆様のサポートに努めてまいりました。これからも、皆様と共に歩み続け、信頼される組織であり続けることをお約束いたします。

鹿児島の偉人、西郷隆盛の言葉に「敬天愛人」というものがあります。これは、天を敬い、人を愛するという意味です。この精神を胸に、私たちはこれからも皆様と共に成長し、共に未来を築いていくことを願っております。

今年は法改正が多い年となりますが、私たちは柔軟に対応し、皆様に最適なサポートを提供できるよう努めてまいります。

本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。皆様のご健康とご多幸を心よりお祈り申し上げます。



社労士会員の動向(令和6年1月～)

入会	山中 康弘	退会	後迫 律雄
	竹之下 真哉		勝目 裕士
	種子田 晋弥		吉井 裕美

社労士会員104名
社労士法人会員9法人
(令和6年11月20日現在)

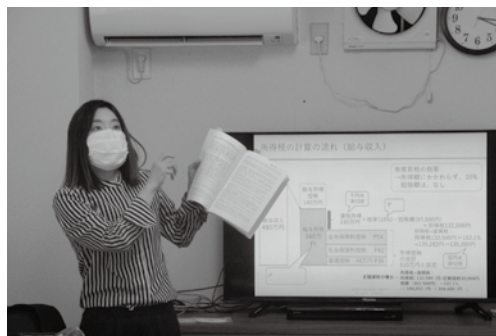
年末調整セミナー

令和6年11月7日(水)年末調整セミナーを開催しました。

講師は当センターの社労士講座卒業生でもある、税理士の稲本ちほみ先生でした。

定額減税に関する分かりやすい解説を始め、実践的な演習を取り入れるなど、とても充実した内容でした。

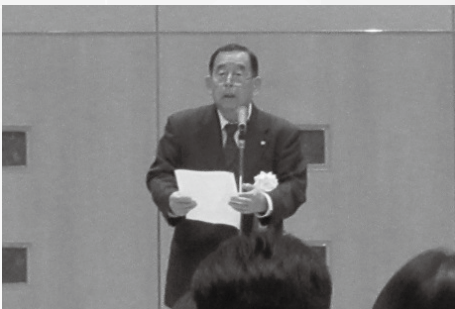
セミナー後も質問が多く飛び出し、受講された方々の熱心さが窺えました。



第17回全国SR交流会

令和6年10月18日、札幌市のグランメルキュール札幌大通公園にて、第17回全国SR経営労務センター交流会が開催され、190名近くの出席者のもと、盛大に行われました。まず2つの分科会に分かれ、「電子申請の推進」と「滞納処理について」について積極的に意見交換を行い、その後の全体会議が開催されました。全体会議の中で、令和6年11月から施行されるフリーランスの特別加入団体設立について意見及び要望が出ました。設立には解決すべき課題が多くあり、難しいところもあるようですが、引き続き検討していくことになりました。設立が決まった際は、当センターとしても積極的に役割を果たしていきたいと思っております。

全体会議後には、講演会「国立アイヌ民族博物館のアイヌ文化展示のねらい」があり、その後の懇親会ではアトラクションとしてアイヌ文化に触れる機会や、他のSRとの親睦を深めることができ、とても有意義な会となりました。



入門講座開講

令和6年10月13日より、社会保険労務士講座の入門講座が開講しました。

当センターが誇る講師陣により、社労士試験に向けて基本的なことを分かりやすく解説。講座説明会も行い、令和6年度社労士試験に合格した受講生の体験談や、試験に対する心構えや勉強方法を講演。皆さん、とても真剣に受講されていました。



鹿児島SR経営労務センター社労士試験講座 令和6年度社労士試験3名合格!

10月に第56回社会保険労務士試験の合格発表がありました。

今年度も当講座からは3名の方が合格しております。

合格された方の、今後の社会保険労務士としてのご活躍を期待いたしております。



横山 勇次郎 さん

「なぜ5年間も勉強しなければならなかったのか!」

◆合格までの学習歴

5年前の2019年9月頃、定額制のWEB講座で社労士の勉強を始めましたが、自己学習に不安を感じはじめ、翌年の連休明けの頃から、SR講座で答練や模試を受け、選択式や数字論点などのオプション講座などを受講しました。その後合格まで鹿児島SRにお世話になりました。

◆合格するための鉄則?

なぜ5回も受験しなければならなかったのか、なぜ5回目で合格できたのか? やってはいけないことを繰り返し、辻先生や比嘉先生が事ある毎に言われていることの大事さに気づき、合格できた今年、やっと実行できたからだと思います。

「やってはいけないことはしない、しなければならぬことは必ず実行する」、これに尽きると思います。

◆気づき①「基本を(ガチガチに)押さえる」

●知識が増えるほど“他の論点と混同”しがちな社労士試験、当然このような混同し易い論点は本試験でも問われますが、これまでは必要な基本事項の定着と類似事項の横断的な確認を疎かにしていたため、本試験で失点を繰り返す状態でした。

今年は混同し易い論点は語呂合わせを作り、誰もが解ける基本的な知識を確実に定着させることで無駄な失点を防ぐことが出来るようになりました。

●また、覚えるべきことの多い社労士試験は忘却との戦いです。

年齢のせいもあり、間が1週間空くと基本的な知識であっても記憶が薄れるので、今年は1週間で全ての科目を回るスケジュールで学習しました。短期的なスケジュールは日々学習すべきことと達成できたことが明確で、学習へのモチベーションを保つことも出来ました。

◆気づき②「満点でなくても、3分の1は間違っても、良い」

●択一式では70点満点の約3分の2、48点を取れば合格できると判断し、どうやってその点数を取れば良いか、教科毎の得点を定めて学習しました。

①苦手ではないが得点できない労働科目は、足切りなしで6点を確保するため、労災と雇用の徴収法は満点を取る。

②近年軟化している年金科目を得点源とするため、満点を狙う。

①②を達成するため、徴収法と年金は毎日学習することに努め、ほぼ満足できる結果で合格に繋がったと思います。

◆気づき③「直前期は手を広げすぎない」

●4年目までは、“自分を信じていなかったため”、直前期に選択式が不安となり新たな教材に手を出していました。過去問の繰り返しなど基本的なことを確認

する学習が疎かとなり、結果、本試験では基本論点で即答できず、無駄に時間を浪費して時間を掛けて解くべき問題で失点し、足切りとなる悪循環を繰り返していました。

●今年は過去問を繰り返し解くことを直前期も続け、基本論点を“ガチガチ”に固めることが出来たので、選択式でも「難問」に十分な時間を掛けることで足切りを回避出来ました。

◆これから目指すことは

やっと手にした資格ですので、年齢に関係なく未来は変えられることを信じ、これまでの社会人としての経験も活かし、人の役にたてる、社会に貢献できる社労士になれるよう、これからも日々精進したいと思います。

◆最後に

勉強時間の確保のため家族と一緒に過ごす時間が中々取れませんでした。温かく応援続けて貰った家族には感謝の言葉しかありません。

また、いつも励ましの声を掛けて頂いた比嘉先生、使える語呂合わせと分かり易い資料で講義頂いた辻先生、色々ご配慮頂いた山野会長はじめ鹿児島SRの皆さま、合格まで導いて頂き本当に長い間、有難うございました。

お知らせ

全国社会保険労務士会連合会 “社会保険労務士向け” ・ “関与先企業向け”

「使用者賠償責任保険制度」のご案内

(使用者賠償責任保険+雇用関連賠償責任保険)

関与先企業向け
サイバーリスク保険 募集中!!

●従業員が業務上の事由または通勤途上のケガや病気により労災認定されたことに伴い、使用者が法律上の損害賠償責任を負った場合の賠償責任を補償します。●労災認定を受けない場合であっても、セクハラ・パワハラ等の侵害行為により発生した精神的苦痛（それに起因する身体の障害を含みます。）または自由・名誉・プライバシーの侵害に起因して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害も補償します。

●お問い合わせ先(提携募集代理店): 東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社(TAC)公務広域法人部

〒104-0033 東京都中央区新川1-8-6 秩父ビルディング6階

・電話番号 フリダイヤル 0120-015-466 IP電話からは03-4332-4010(受付:平日9時~17時)

・専用サイト <https://www.web-tac.co.jp/sharoushi/>

TAC 使用者賠償責任保険 で 検索

※保険の内容は、提携募集代理店「東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社(TAC)」のWEBサイトをご覧ください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししております保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら代理店におたずねください。

【事務幹事代理店】有限会社エス・アール・サービス(TEL 03-6225-4873)

【引受保険会社】東京海上日動火災保険株式会社



柳元 宗朗 さん

私は鹿児島SR経営労務センターの講座(本講座)を受講するまで独学でした。しかし不合格が続き本試験の点数も伸び悩んでいたところ、環境を変える必要性をアドバイスされて本講座を受講することにしました。その結果、独学では気づけなかった事を気づけたり、試験に対する理解が深まったりして本当に助かりました。そこで、受講して良かったことを、簡単ですがお伝えできればと思います。

受講して良かったことは、独学では解決できなかった疑問点が解消された点です。独学中、自分だけの理解では限界があり、疑問点を解消出来ないまま放置したり曖昧なままにしたりしていました。そうした疑問点は講義の中で理由や結論が分かりやすく示されましたので解消されました。また、講義中に理解できなかった事や新たな疑問点は直ぐに休み時間などで先生に質問が出来て非常に助かりました。

また、独学ではつい自分の興味や疑問について時間を費やしがちでしたが、そうした事に時間を割くのは非効率的でした。なぜなら自分が躓いている所が試験で重要とは限らないからです。本講座ではこういう方向性では勉強をしないようにとか、これは重要、これはそうではないといったこととかが示されましたので、正しい方向での勉強、また勉強の効率化が図られました。

以上、本講座を受講したことで確実に各科目の理解度が深まり、合格へ向けて正しい方向で勉強が出来ました。なお教室受講が難しい方も多いと思いますが、可能であれば教室受講をお勧めします。色々な立場・環境に身を置きながら頑張っている方々と一緒に講義を受けられて、私はモチベーションの維持に繋がりました。最後まで頑張れたのは、9か月ほど一緒に机を並べて頑張っていた方々がいたからだと言えます(個人的に他の皆さんと交流があったわけではありませんが、一方的に私が力をいただいていた。)

来年度の合格に向けて勉強をされている方々にとって、本講座が助けになれば、同じ受講生であった自分にとっても嬉しいことです。どうぞ自身の目標達成に向けて頑張ってください。

社会保険労務士賠償責任保険制度 加入のご案内

保険期間 2024年12月1日午後4時～2025年12月1日午後4時

ご加入にあたっては、申込Webサイトよりお手続きください。

申込Webサイトへは(有)エス・アール・サービスHPからアクセスできます。

サイバーリスク保険(特約)のご加入も併せてご検討ください!

毎月中途加入可。毎月1日～25日申込締切・翌月1日補償開始 ※11/1加入のみ10/15締切

取扱代理店 有限会社エス・アール・サービス ☎03-6225-4873

引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社(幹事保険会社) 広域法人部法人第二課 ☎03-3515-4153

三井住友海上火災保険株式会社(非幹事保険会社)



※この保険は、全国社会保険労務士会連合会を契約者とし、社会保険労務士開業会員等を被保険者とする団体契約です。詳細は保険約款(WEB約款。有限会社エス・アール・サービスのHP「社会保険労務士賠償責任保険制度」をご覧ください。)によりますが、ご不明な点がございましたら取扱代理店または引受保険会社におたずねください。

社会保険労務士賠償責任保険 エス・アール・サービス 特約

<https://www.sr-service.jp>



1. 児童手当法の改正(令和6年10月1日から)

(1)「児童手当の支給額」の改正

児童手当の第3子以降の支給額が月額30,000円(改正前は、月額15,000円)に増額されました。

併せて、子の数(第1子、第2子、第3子…)のカウントについて、大学生年代(18歳到達年度末後22歳到達年度末までにある子)も、父母等の経済的負担がある子の場合、対象とすることとされました。

[児童手当の額/新旧比較]

改正前			改正後		
児童		月額	児童		月額
3歳未満	一律	15,000円	3歳未満	第1子・第2子	15,000円
				第3子以降	30,000円
3歳～ 小学生	第1子・第2子	10,000円	3歳～ 高校生年代	第1子・第2子	10,000円
	第3子以降	15,000円		第3子以降	30,000円
中学生	一律	10,000円			
高校生年代	※子の数のカウントのみ				
大学生年代	-		大学生年代	※子の数のカウントのみ	

子の数	第1子	第2子	第3子	支給額合計
支給例1	16歳	10歳	8歳	月額 50,000円
	10,000円	10,000円	30,000円	
支給例2	21歳	15歳	13歳	月額 40,000円
	(支給対象外)	10,000円	30,000円	

(2)「児童手当の支払月」の改正

児童手当の支払月を、年6回(2月、4月、6月、8月、10月及び12月)(改正前は、年3回(2月、6月及び10月))とすることとされました。

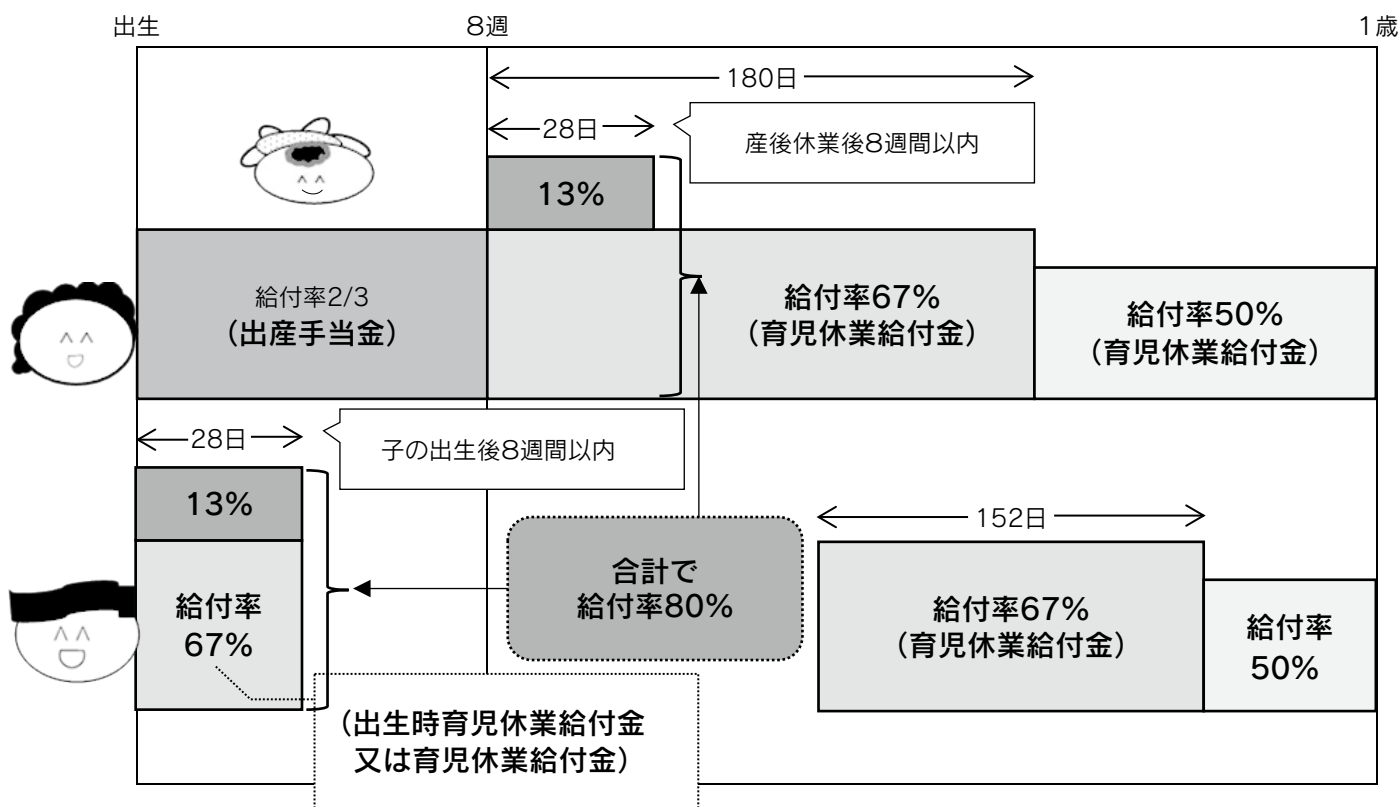
2. 雇用保険法の改正(令和7年4月1日から)

(1)「出生後休業支援給付金」の創設

子の出生直後の対象期間(父は子の出生後8週間以内、母は産後休業後8週間以内)に、被保険者とその配偶者の両方が14日以上の子の出生後休業を取得する場合、最大28日間、休業開始前賃金の13%相当額を給付する「出生後休業支援給付金」が創設されます。

(注) 配偶者が専業主婦(夫)の場合や、ひとり親家庭の場合などには、「配偶者の出生後休業の取得」を要件とすることなく、出生後休業支援給付金が支給されます。

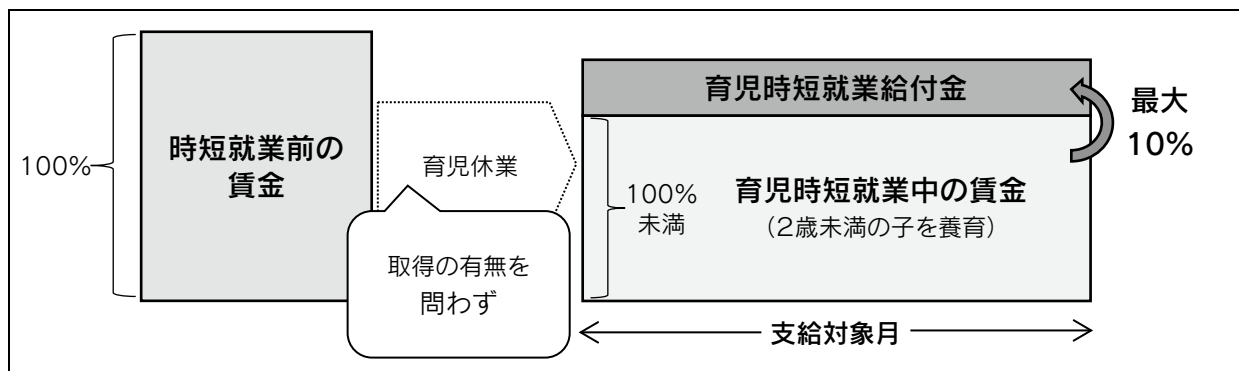
〔出生後休業支援給付金(最大28日間・13%)の給付イメージ〕



(2)「育児時短就業給付金」の創設

被保険者が、2歳未満の子を養育するために時短勤務をしている場合、育児時短就業中に支払われた賃金額の10%相当額を給付する「育児時短就業給付金」が創設されます。

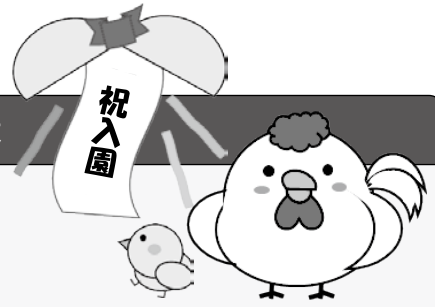
〔育児時短就業給付金の給付イメージ〕



3. 育児・介護休業法の改正(令和7年4月1日から)

(1)「子の看護休暇の取得目的と対象となる子」の範囲の拡大

「子の看護休暇」を子の行事参加等の場合も取得可能とし、対象となる子の範囲が小学第3学年修了前(改正前は、小学校就学前)まで拡大されます。



〔主な改正部分のまとめ〕

(下線部分が改正箇所)

項目	改正前	改正後
名称	<u>子の看護休暇</u>	<u>子の看護等休暇</u>
対象となる子の範囲	<u>小学校就学前の子</u>	<u>小学校第3学年修了前の子</u>
休暇日数	一の年度において5日まで(対象となる子が2人以上の場合は、10日まで)	
休暇の取得事由	①負傷・疾病 ②予防接種・健康診断	①負傷・疾病 ②予防接種・健康診断 <u>③感染症に伴う学級閉鎖等</u> <u>④入園式・卒園式、入学式等の行事参加</u>
労使協定により除外できる労働者	①雇用期間が6か月未満の労働者 ②週所定労働日数が2日以下の労働者 ③時間単位で休暇を取得することが困難と認められる業務に従事する労働者(時間単位で取得しようとする者に限る)	①〔削除〕 ①週所定労働日数が2日以下の労働者 ②時間単位で休暇を取得することが困難と認められる業務に従事する労働者(時間単位で取得しようとする者に限る)

(2)「所定外労働の制限の対象となる子」の範囲の拡大

「所定外労働の制限(残業免除)」の対象となる労働者の範囲が、小学校就学の始期に達するまでの子(改正前は、3歳に満たない子)を養育する労働者に拡大されます。

各種改正内容の詳細につきましては、下記ホームページ等をご参照ください。

- ・児童手当法関係: [こども家庭庁ホームページ](#) (もっと子育て応援!児童手当)
- ・雇用保険法関係: [厚生労働省ホームページ](#) (雇用保険制度改正令和7年4月1日施行分)
- ・育児・介護休業法関係: [厚生労働省ホームページ](#) (育児休業制度特設サイト)

事業所拜見



せっぺ翔べわが社

有限会社 マインレイ

代表取締役 馬場 大誉

〒891-0141

鹿児島市谷山中央5丁目9-13

Tel 099-204-0610

営業時間 9:00~18:00(完売次第終了) 定休日:日・月曜日
ホームページ <https://www.instagram.com/boulangeriegarde>

boulangeriegarde(ブランジェリーガルデ)

■会社概要

ブランジェリーガルデは2002年7月17日に、指宿にて開店。お母様の「指宿にパン屋さんが少ないから、パン屋さんをオープンさせたい」という思いがきっかけで、右も左も分からないパンの世界へ飛び込んだそうです。

パン屋さんとしてのノウハウや、パンの技術・知識も全くなく、毎日手探りでパンと向き合いとても苦労されたようでした。

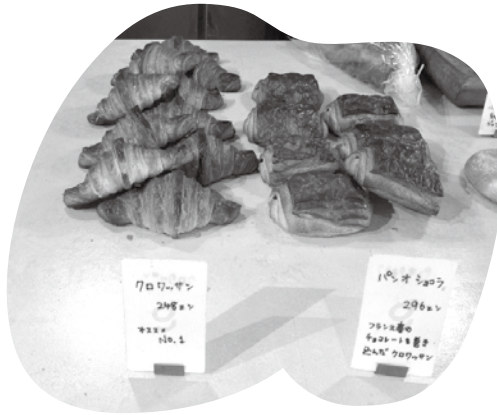
建物の老朽化と、より多くの人に食べていただきたいという思いが強まり、2024年5月に鹿児島市谷山へ移転オープンして現在に至ります。



■商品について

もともとアパレル関係のお仕事をされていたそうで、店舗の内装やパン1つ1つがとてもおしゃれ!見た目だけでなく、小麦は霧島産、パンの具材の野菜やソースなど自家製の物を多く取り入れている他、国産の材料、添加物は使わない等のこだわりもとても感じられました。

一番の人気商品はクロワッサン。外はパリッ、中はふんわりバターの味と香りが口の中で広がり絶品でした!おすすめです。



温かみのあるインテリアと
こだわりパンが魅力のお店です



パンティラミス



黒豆きなこ

冬限定(12月~3月)の商品で、
「パンティラミス」「黒豆きなこ」です

■終わりに

お客様の「美味しい」という言葉を励みに、周りの方に支えられて続けることができたそうです。オーナーの馬場さんとのお話やSNSの投稿からも人とのつながりを大切にするお人柄を感じられました。

皆様も、ぜひ一度足を運ばれてみてください。

Instagramで
期間限定のパンや
イベント出店情報も発信中





そお すえよし ふかがわ くまの
曾於市末吉町深川 熊野神社

おにお
鬼追い



参道に飛び出す鬼



鬼の御幣を引き千切る観客

かつて、この地の光明寺で行われていた仏教行事の正月法会^{ほうえ}である修正鬼会の「鬼追い」は、明治の廃仏毀釈のため光明寺が廃寺となり途絶えていたが、悪疫の流行により深川の青年達が熊野神社で再開し今日に至る。一説にこの伝統行事は1250年続いてきた奇祭と伝えられている。

「鬼追い」の鬼は招福除災の善鬼とされ、その霊力により鬼が暴れるほど邪気を払い福を招きその年の無病息災や五穀豊穡がもたらされると謂われる。鬼役は25歳の厄男がなり、両脇にツケと呼ばれる二人が付き三人で一匹の鬼になる。鬼役が何者なのかは実行委員会会長以外誰も知らない。

毎年正月七日の夜、鬼堂から白い御幣を無数に纏った鬼が参道に飛び出し、鐘太鼓が激しく鳴り響く中、縦横無尽に辺りを駆け巡る。鬼は暴れながら、鬼の手やツケが持つ櫂の棒で辺り構わず参詣の人々を叩いて回る。この鬼に叩かれるか鬼の纏う御幣を引き千切って持ち帰るかするとその年は健康に恵まれ無病息災だとの言い伝えがあり、叩く鬼と痛い思いをせずに御幣をもぎ取ろうとする人々の攻防が続く。一頻り^{ひとしき}の後、鬼は鬼堂に帰って行き、境内の老若男女に用意された煎豆が配られ「鬼追い」の祭りは終わる。

去年^{こそ}と新年の節目に現れ新しい歳を寿ぎ祝福する鬼神は、古来の民の願いが込められた行事として伝え続けられてきたのだろう。新春の寒空の夜繰り広げられる奇祭は、平成6年鹿児島県の無形民俗文化財に指定された。

写真提供「曾於市教育委員会」

鹿児島SR経営労務センター

編集 会報編集委員会 発行人 山野 高廣
〒890-0056 鹿児島県鹿児島市下荒田1-41-8 ユーミーリンクビル202
Tel:099-258-4466 Fax:099-202-0484